セネガルにおける非常事態宣言:都市間の移動禁止,交通手段に係る規制等

【ポイント】

- 〇 3月24日, セネガル政府は、非常事態宣言を受け、都市間の交通、移動の禁止等の 措置を発表しました。
- 公共交通機関についても、乗員数の制限、マスク及び手袋の着用等の規制がなされる ほか、今後、運行本数の削減も見込まれますのでご留意ください。
- 引き続き不要不急の外出を避け、感染予防にご留意ください。

【本文】

3月24日, セネガル内務大臣及び交通インフラ大臣は, 記者会見を開き, 3月23日 に発表された非常事態宣言を受け, 以下を含む具体的措置について発表しました。違反者 には, 2か月~2年の懲役及び2万~50万 fcfa の罰金又はそのうちのいずれかが科せられるおそれがあります。また, 夜間外出禁止令の例外許可を受けるためには, 内務省, 州知事又は県知事への申請が必要ですのでご留意願います。

- ・都市間の交通,移動の禁止及びこれに伴うバスターミナルの運営停止と立入禁止
- ・夜間外出禁止令を受けた20時から6時までの交通,移動の禁止
- ・公共交通機関、私的交通機関の双方につき、バス、ミニバス、乗用車等の座席のある交通手段において、乗客間の間隔を1m以上開けること。このため、これらの車両については、既定乗員数の半数のみの乗車が認められるものとする。
- ・全ての車両には、マスク、手袋、アルコール消毒、使い捨てティッシュ等を備えるものとする。乗員及び運転手は、乗車中常にマスクと手袋を着用するものとする。
- ・タクシーは、5名乗りであれば、運転手を含め3名まで乗車可能とする。2名乗りの車 については1名のみとする。
- ・公共交通機関は、少なくとも1日に一度以上、車両の消毒をし、必要な物資を車両に配備する。
- ・日常生活に必要な物資を運搬する商用車は、運転手を含めて2名まで乗車可能とし、常時マスクと手袋を着用する。

今後,これらの措置の実施のため,公共交通機関の運行削減も見込まれますのでご留意ください。

在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、不要普及の外出を避けるとともに、外 出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。

また、仮に、外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan. senegal@dk. mofa. go. jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)